

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月31日
【事業年度】	第13期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	株式会社サイバーセキュリティクラウド
【英訳名】	Cyber Security Cloud , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 小池 敏弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【電話番号】	(03)6416-9996（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 倉田 雅史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【電話番号】	(03)6416-9996（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 倉田 雅史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	-	-	1,194,005	1,817,470	-
経常利益 (千円)	-	-	172,569	297,700	-
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	134,335	169,741	-
包括利益 (千円)	-	-	134,335	169,741	-
純資産額 (千円)	-	-	664,538	944,896	-
総資産額 (千円)	-	-	1,499,184	1,710,024	-
1株当たり純資産額 (円)	-	-	71.35	100.66	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	14.60	18.17	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	14.27	17.83	-
自己資本比率 (%)	-	-	44.33	55.17	-
自己資本利益率 (%)	-	-	20.21	21.11	-
株価収益率 (倍)	-	-	233.56	93.82	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	133,920	382,044	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	242,522	59,020	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	650,737	169,894	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	899,050	1,052,180	-
従業員数 (人)	-	-	59	78	-

(注) 1. 当社は、第9期、第10期については、連結財務諸表を作成していないため、記載をしておりません。また、第13期については、連結子会社であった株式会社ソフテックを2022年4月1日付で吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなりましたので、連結財務諸表を作成しておりません。

2. 当社は2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	488,838	816,497	1,194,005	1,592,959	2,275,950
経常利益又は経常損失 (千円)	27,525	141,950	187,393	252,991	395,610
当期純利益又は当期純損失 (千円)	27,794	153,774	149,158	147,615	306,406
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	174,250	174,250	334,295	388,906	415,528
発行済株式総数 (株)	22,350	2,235,000	9,313,200	9,373,344	9,416,244
純資産額 (千円)	56,339	210,113	679,362	937,594	1,309,278
総資産額 (千円)	288,639	498,822	1,384,825	1,581,607	2,157,364
1株当たり純資産額 (円)	6.30	23.50	72.95	99.88	137.62
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	3.11	17.20	16.21	15.80	32.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	15.84	15.50	32.19
自己資本比率 (%)	19.52	42.12	49.06	59.19	60.07
自己資本利益率 (%)	-	115.42	33.54	18.27	27.46
株価収益率 (倍)	-	-	210.36	107.55	52.50
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,696	171,359	-	-	353,632
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	25,507	-	-	-	114,240
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	98,612	18,596	-	-	40,603
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	204,151	356,914	-	-	1,330,154
従業員数 (人)	27	30	48	68	85
株主総利回り (%)	-	-	-	49.8	50.2
(比較指標: 東証マザーズ指数) (%)	(-)	(-)	(-)	82.6	73.9
最高株価 (円)	-	-	6,870 (45,050)	4,240	2,870
最低株価 (円)	-	-	3,060 (9,150)	1,688	1,102

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第9期は潜在株式が存在するものの、当社株式上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第10期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 第9期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 第9期から第10期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
6. 第11期及び第12期は連結財務諸表を作成しているため、第11期及び第12期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
7. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
8. 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で、2020年6月1日開催の取締役会決議により、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
9. 2020年3月26日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場したため、第9期から第11期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第12期及び第13期の株主総利回り及び比較指標は、第11期末を基準として算定しております。
10. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所（グロース市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（マザーズ市場）におけるものであります。なお、2020年3月26日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。また、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第11期の株価については、株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
2010年8月	東京都渋谷区に「株式会社アミティエ」を設立
2013年1月	サイバーセキュリティ事業開始
2013年12月	クラウド型WAF「攻撃遮断くん サーバセキュリティタイプ」提供開始
2014年10月	商号を「株式会社サイバーセキュリティクラウド」に変更
2014年10月	クラウド型WAF「攻撃遮断くん WEBセキュリティタイプ」提供開始
2016年3月	Web改ざん検知サービス「Web改ざん発見くん」提供開始
2016年8月	DDoS攻撃対策のサービス「攻撃遮断くん DDoSセキュリティタイプ」提供開始
2016年10月	サイバー保険の自動付帯を開始
2017年12月	パブリッククラウドの提供するWAFのルール自動運用サービス「WafCharm」提供開始
2018年7月	クラウド型WAFにおける外部からの攻撃に対する防御ルールに関連する特許「ファイアウォール装置」を取得（特許第6375047号）
2018年9月	Cyber Security Cloud Inc.（米国法人）設立
2018年12月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得
2019年2月	Webアプリケーションを保護するルールセットのAWS WAF Managed RulesをAWS Marketplaceにて提供開始
2020年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年12月	株式会社ソフテックの株式を100%取得し連結子会社化
2021年11月	「WafCharm AWS版」を米国にて提供開始
2022年4月	株式会社ソフテックを吸収合併
2022年5月	東京都品川区に本店を移転
2022年11月	「WafCharm for AWS Marketplace」をAWS Marketplaceにて提供開始

3【事業の内容】

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、サイバーセキュリティの領域でAIを活用しながら、自社開発プロダクトによるサイバーセキュリティ事業を展開しております。

企業における代表的なサイバーセキュリティ対策は、社内セキュリティとWebセキュリティの2つの領域に大別されます。社内セキュリティは、例えばマルウェア（ ）等のウイルス感染から端末を守り、人の脆弱性による被害を防ぎます。一方でWebセキュリティは、ハッカーからの不正アクセスなどによる攻撃からWebサイトを守り、システムの脆弱性による被害を防ぎます。当社は、Webセキュリティの領域にて、WAF（Web Application Firewall）（ ）を中心としたハッカーによるサイバー攻撃から守るためのプロダクトと、ハッカーから狙われる脆弱性情報の収集・管理を行うプロダクトを提供しています。

当社が提供している主なサービスの内容については以下のとおりです。なお、当社はサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

(1) クラウド型WAF「攻撃遮断くん」

クラウド型WAF（ ）「攻撃遮断くん」は、Webアプリケーション（ ）に対するサイバー攻撃を検知・遮断・可視化する、クラウド型のセキュリティ・サービスです。製品の開発・運用・販売・サポートまで、当社が一貫して提供しています。Webサイトへの多種、大量のサイバー攻撃のデータと運用ノウハウを活用しながら、日々発見される新たなWebアプリケーションの脆弱性に対するセキュリティパッチ（ ）をすぐに適用できない状況や、定期的に脆弱性診断が出来ない状況でも、「攻撃遮断くん」によってサイバー攻撃を遮断し、簡単にWebサイトをセキュアな環境に保つことが可能となります。

また「攻撃遮断くん」は、リアルタイムでサイバー攻撃を可視化し、攻撃元IP（ ）や攻撃種別などを管理画面で把握することができます。目には見えないサイバー攻撃をヴィジュアル化することで、より適切な状況把握と情報共有が可能になります。

「攻撃遮断くん」は、サーバにエージェント（ ）をインストールし、クラウドの監視センター（ ）へログ送信・遮断命令を受けて攻撃を検知・遮断するサーバセキュリティタイプと、DNS（ ）を切り替えて攻撃遮断くんWAFセンター（ ）で攻撃を検知・遮断するWEB/DDoS（ ）セキュリティタイプの2タイプを提供しており、これらにより、お客様のWebアプリケーションの環境に捉われずに導入可能です。

「攻撃遮断くん」では、AI（ ）を活用することで、従来のシグネチャでは発見することができなかった攻撃や、顧客のサービスに影響がある誤検知を発見しております。当社では、一般的な攻撃情報だけでなく、ユーザーの正規のアクセス、攻撃として検知されたアクセスをニューラルネットワーク（ ）に学習させることで、日々のアクセスデータや検知データをAIで評価することにより、シグネチャ精度向上に取り組んでおります。

「攻撃遮断くん」は、顧客に対し提供するサービスの対価を、使用した期間に応じて受領するサブスクリプション（月額課金）型モデルとなっており、継続したサービス提供を前提としております。エンジニアとサポートが一丸となって、Webアプリケーションの脆弱性の情報収集及び迅速な脆弱性への対応、シグネチャ（ ）の設定、カスタマイズ等、顧客価値向上を実現することで、解約率を低水準に維持しております。

(2) パブリッククラウドの提供するWAFのルール自動運用サービス「WafCharm」

「WafCharm」は、クラウドサービス市場において大きなシェアを有するAmazon Web Services（AWS）（ ）、Microsoft Azure（ ）、Google Cloud（ ）の3つのクラウドプラットフォームにてサービスを提供しており、WAFを“AI”と“ビッグデータ”によって自動運用することが可能なサービスとなっております。

パブリッククラウド（ ）の提供するWAFを導入することによって、Webアプリケーションのセキュリティを高めることができますが、お客様自身でWebサイトに合わせた最適なルールを設定する敷居は高く、多くの知識と時間が必要となります。そこで、「WafCharm」を利用することにより、WAFのルール初期セットアップからルール運用までを「WafCharm」で自動化することができます。新たな脆弱性への対応も自動でアップデートされるため、セキュアな状態でWebサイトの運用が可能となります。Webセキュリティ対策にかかる時間と人的リソースを最小化でき、お客様は本業にリソースを集中させ、ビジネスの成長に専念して頂けるようになります。

また、2022年11月より、AWS Marketplace（ ）内で「WafCharm for AWS Marketplace」を提供開始し、世界中のAWSユーザーに向けた販売を開始しております。

「WafCharm」は、顧客に対し提供するサービスの対価を、使用した期間に応じて受領するサブスクリプション（月額課金）型モデルに加え、従量課金型モデルが組み合わさった料金形態となっており、継続したサービス提供を前提としております。

(3)AWS WAF Managed Rules

AWS WAF() Managed Rules()とは、セキュリティ専門のベンダーが独自に作成する、厳選されたAWS WAFのセキュリティルールセットです。

2019年2月末時点で世界で7社目(注)となるAWS WAFマネージドルールセラーに認定された当社の米国子会社を通じ、AWS MarketplaceでのAWS WAF Managed Rulesの提供が開始されました。当社が「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」で培ったAWS WAFにおけるルール設定ノウハウをもとにルールをパッケージ化することで、AWS WAFを利用するお客様は、AWS Marketplaceから簡単にManaged Rulesを利用することができます。

(注)AWS MarketplaceでManaged Rulesを販売している会社数から算定。

(4)脆弱性管理ツール「SIDfm」

「SIDfm」は、サービスを開始して以来、20年以上に渡り数多くのお客様の脆弱性管理基盤の情報ベースとして活用されており、脆弱性専門アナリストが、日々現れる脆弱性の内容を調査しコンテンツを作成し、様々な手段を用いてお客様に情報を送り届けております。また、お客様が判断に悩む脆弱性の影響調査においても、「SIDfm」コンテンツを見ることにより、的確な判断を行うことができるだけでなく、脆弱性情報は個々のIT資産の脆弱性の状態を管理するためのマッチングにも利用されています。このように、脆弱性に係るコンテンツの作成から脆弱性の管理ツールの提供までの、包括的なソリューションを提供しています。

(5)脆弱性診断サービス

脆弱性診断サービスとして、Webアプリケーション脆弱性診断、プラットフォーム診断、サーバー構成診断を提供しております。「SIDfm」提供の基礎となる脆弱性の研究を行い、脆弱性に精通した知見と技術を生かした、セッション管理脆弱性専用診断ツール「WebProbe」や、Webアプリケーション診断エンジン「WAVI」等の診断ツールの開発を行ってきました。これらのツールを活用した広範囲な診断と長年の診断経験をもつシニアセキュリティエンジニアによる深く高度な手動診断を組み合わせたハイブリッド診断を提供しています。

用語集

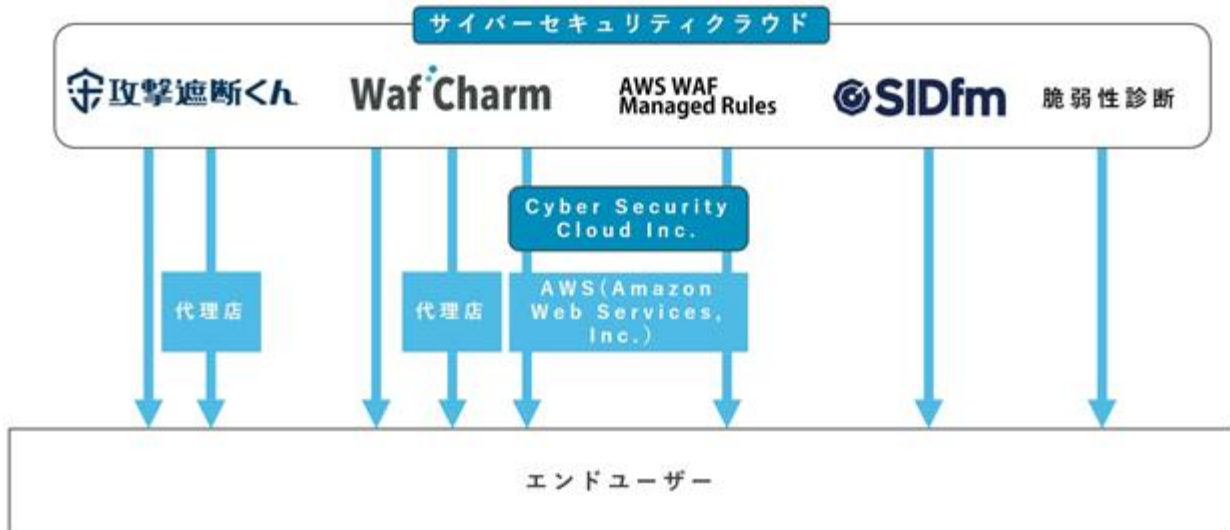
(五十音順に記載)

用語	用語の定義
エージェント	お客様Webサーバにインストールする攻撃遮断くんのソフトウェア。お客様Webサーバ内のログを収集し監視センターにログを送信する。また監視センターからの遮断命令を受け不正な通信を遮断する。
監視センター	お客様Webサーバのアクセスログを監視し、異常通信を検知して遮断するセンターシステム。
クラウド型WAF	サーバ購入などインフラの調達や整備は不要で、月額・年額のサービス利用料を支払うことでWAFを利用することが可能。WebサーバのDNS設定を変更するだけで導入ができる。ベンダーが提供するWAF専用サーバをWebサーバの直前に設置、または企業が購入したハードウェアへWAFをインストールすることで導入可能なアプライアンス型に比べて、ネットワークの構成の変更や運用の手間が不要。
攻撃遮断くんWAFセンター	お客様Webサーバの前段にWeb通信監視システムを配備し、そこで異常通信を検知して遮断するセンターシステム。
シグネチャ	マルウェアや不正アクセスといった攻撃の「特徴的なパターン」を意味する。またこのパターンを集約したファイルを「シグネチャ ファイル」、シグネチャを利用して攻撃を検知、防御する機能を「シグネチャ機能」と呼ぶ。
セキュリティパッチ	プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際に、それらの問題を修正するためのプログラム。
ニューラルネットワーク	生物の神経ネットワークの構造と機能を模倣することで、脳機能に見られる特性を計算機上のシミュレーションによって表現することができる数学モデル。
パブリッククラウド	企業や個人などの不特定多数のユーザに対し、サーバやストレージ、データベース、ソフトウェアなどのクラウドコンピューティング環境をインターネット経由で提供するサービスのこと。 利用ユーザーは、従来のようにサーバや通信回線などを調達・所有する必要がなくなり、必要なときに必要な量のクラウド環境を、素早く利用することが可能となる。
マルウェア	コンピューター・ウイルス、スパイウェアなど、悪意のある目的を持ったソフトウェアやプログラム。

用語	用語の定義
AI	Artificial intelligenceの略語。日本では「人工知能」として知られている。従来から概念として広く知られた言葉だが、ロボティクス同様、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより現実味を帯び始めている。
AWS (Amazon Web Services)	Amazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称。
AWS Marketplace	AWS上で実行されるソフトウェアやサービスを見つけて購入し、すぐに使用を開始することができるオンラインソフトウェアストア。
AWS WAF	Amazon Web Services Web Application Firewallの略語。 AWS上で、お客様のWebアプリケーションを、アプリケーションの可用性、セキュリティの侵害、リソースの過剰な消費などに影響を与えかねない一般的なWebの弱点から保護するWebアプリケーションファイアウォール。AWS WAFを使用すると、カスタマイズ可能なWebセキュリティルールを指定することによって、どのトラフィックをWebアプリケーションに許可またはブロックするかを制御できる。
DDoS	Distributed Denial of Serviceの略語。複数のマシンから大量の接続要求等を行い過剰な処理負荷を与えることでサービスを機能停止状態へ追い込むサイバー攻撃の一種。
DNS	Domain Name Systemの略語。インターネット上におけるホスト名（FQDN）やドメイン名に対応するIPアドレス情報を管理・運用するシステム。
Google Cloud	Google Cloud ユーザ向けに提供されているWAFサービスのこと。
IP	パケット交換の仕組みを用いてコンピューターやネットワークを相互接続する通信プロトコルのこと。なお、プロトコルとは、複数の主体が滞りなく信号やデータ、情報を相互に伝送できるよう、あらかじめ決められた約束事や手順の集合のことを意味する。
Managed Rules	AWS Marketplaceセラーが作成して管理している厳選されたルールセットで、AWS Application Load BalancerやAmazon CloudFrontで実行しているWebアプリケーションの前面に簡単にデプロイ可能。これらのManaged Rulesを使用すると、WebアプリケーションやAPIの保護を迅速に開始できる。
Microsoft Azure	Microsoftが提供するパブリッククラウドプラットフォーム。コンピューティングからデータ保存、アプリケーションなどのリソースを、必要な時に必要な量だけ従量課金で利用することが可能。
WAF (Web Application Firewall)	ファイアウォールの一種で、Webアプリケーションの脆弱性を悪用した攻撃から、WebサーバやWebサイトを保護するセキュリティ対策。エンドユーザーとWebサーバ間の通信を監視し、シグネチャ（不正な値・通信パターンを定義するルール）に一致した通信を攻撃と判断しブロックする。インフラ及びネットワークを保護するFirewallとは異なり、WAFはWebアプリケーション及びソフトウェアやOSを保護する。
Webアプリケーション	ブラウザから利用可能なアプリケーション・サービスのことを指す。クライアント側のブラウザとサーバ側のアプリケーションサーバなどのプログラムが、互いに通信をおこなうことでサービスを実現する。

[事業系統図]

当社における事業の系統図は、以下のとおりであります。矢印はサービス提供の流れです。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、当社は、2022年4月1日付で連結子会社であった株式会社ソフテックを吸収合併いたしました。これにより、連結子会社が存在しなくなりましたので、当事業年度末において連結子会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
85	37.3	2.0	7,396

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する。」という経営理念のもと、不正アクセスやサイバー攻撃に対する対策としてのサイバーセキュリティを当たり前にするべく、「攻撃遮断くん」、「WafCharm」、「AWS WAF Managed Rules」、「SIDfm」等の提供により、高度情報社会におけるサイバー空間を支えることを通じ、企業価値の最大化を図ります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、売上高及び営業利益を重視しており、2025年に向けた財務目標として、売上高50億円、営業利益10億円を掲げております。新規顧客の獲得及び解約率水準の維持低減のための事業活動により、持続的な成長と企業価値の向上を目指します。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

近年、インターネットやAIなど技術の進化によりWebシステムへのサイバー攻撃の手口が加速度的に高度化しております。不正アクセスによる情報漏洩や、企業のサービスの妨害や破壊を目的としたDDoS攻撃など、通信を媒介し、様々なアプリケーションの脆弱性が悪用されることにより深刻な被害につながっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大によるオンライン化やDX化の加速に伴ってサイバー攻撃は増加傾向にあり、加えて、AIを悪用したより複雑な攻撃や、未知のサイバー攻撃が今後増加していくことも予想されております。

これらの脅威に対して、世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間の創造を実現するために、当社は以下の事項を中長期的な経営戦略として、事業を推進してまいります。

当社のサービスは、サイバーセキュリティに特化しているからこそ、サイバーセキュリティ技術による言語や文化の壁を越えたグローバル展開が可能となっております。日本発のグローバルサイバーセキュリティカンパニーとして、当社の技術力を活かした独自のプロダクトを提供し、世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間の創造の実現を目指してまいります。

コア技術だけでは多くの利用者を満足させる製品づくりはできません。当社では技術、サポート、販売が密な連携を行うことで、ユーザーの声を開発に反映した満足度の高い製品づくりを行ってまいります。

当社のサービスはクラウド型で提供することにより、当社に多くのアクセス及び攻撃データが集まります。そのデータをAI技術を用いて分析することで、新たな顧客課題の発見へとつながり、新たな製品を生み出してまいります。

当社は、サイバーセキュリティ分野において、攻撃手法の研究技術、サイバーセキュリティ製品に搭載することを目的としたコア技術の開発力、大量のデータを知見に変えるAI技術を保有しております。

サイバーセキュリティは多層防御といわれ、それぞれの層において対処すべき事項が多岐に渡ります。現在の製品を軸足におきながらも、他分野におけるセキュリティ対策の製品化など、社会トレンドを踏まえたリサーチを基としたR&Dを実行する体制を構築することでトレンドに適した製品をサブスクリプションモデルで開発・提供してまいります。

サイバー攻撃の手法は日々進化しており、それに対応するための方法もまた日々進化させることが重要です。脅威インテリジェンス（注）を活用し、最新の攻撃手法の研究を行いプロダクトへの反映を瞬時に行っていきます。

また、ビッグデータを保持するサービスを多く提供していくことで、ビッグデータとAIの技術を組み合わせた新たな知見を生み出し、サイバー攻撃の防御への活用のみならず、ユーザーの利便性向上のための研究開発を行ってまいります。

（注）脅威インテリジェンス：Threat Intelligence（スレットインテリジェンス）を日本語に翻訳したもので、

新たな脅威の防止や検知に利用できる情報の総称。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(研究開発)

サイバー攻撃の手法が年々高度化していることから、サイバー攻撃を防御する側でも新たな技術の活用が求められております。当社では、攻撃者の動機・目的・手口・行動などの分析を行う脅威インテリジェンスの活用や、当社が保有する膨大なデータをAIに学習させることで、様々なアクセスの中から未知のサイバー攻撃の可能性が高いアクセスを発見・検知することなど、最新のセキュリティ対策のための研究開発に取り組んでまいります。

(サービス開発への積極的な投資)

今日のサイバー攻撃は多種多様化し、新たな脅威に対する対策が求められております。当社事業の根幹となるサービス開発に対する投資は、より強固なサイバーセキュリティを実現し、結果として安心安全に使える信頼性のあるサービス開発へつながるのみならず、サービスの高付加価値化から更なる当社業域の拡大を目指すものであります。

(人材の確保と育成)

当社が中長期にわたって成長するにあたり、技術者を中心とした優秀な人材確保と育成が重要となっております。

成長性のあるセキュリティ市場の中でも、導入実績国内No. 1のWebセキュリティメーカーとしての優位性があるため、現時点では優秀な人材が集まる環境が実現できておりますが、引き続き従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて育成を進めてまいります。

(サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得)

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

(セキュリティ対策の認知向上)

多くの企業では、Webセキュリティ対策としての「WAF」が未だ導入されておられません。当社の経営理念である「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」を実現するためには、Webアプリケーションを取り巻く脅威の内容及びそれに対する対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えております。そのため当社は、通常の営業活動に加え、Webセキュリティに関するセミナーをはじめとしたWebセキュリティ対策に関する啓発活動、当社が所持するデータに基づく統計情報などの発信により、正しいWebセキュリティ対策の認知向上と適切な対策を促す活動に取り組んでおります。

(海外展開)

海外のサイバーセキュリティ市場規模は日本と比べても非常に大きい一方で、市場全体における日本発の製品シェアは少なく、海外製品が多くを占めております。当社の経営理念実現に向けた中長期的な成長を見据え、日本国内だけでなくグローバルをターゲットとしながら、営業活動の推進及び開発体制強化により事業拡大を図ってまいります。

(内部管理体制の強化)

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。従来より当社は監査役会の設置、社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めております。内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

(事業環境の変化について)

当社が属するサイバーセキュリティの市場は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、ニーズが変化しやすい特徴があります。サイバーセキュリティに対する脅威の複雑化・多様化を背景に市場は今後拡大していくものと見込んでおりますが、市場の黎明期であるため不確定要素も多く、市場の成長スピードが当社の想定と異なる可能性があります。

このような中、当社は研究開発担当者による新技術の開発や、各種メディアへの情報発信などの取り組みにより、当社製品及びサービスの競争力の維持向上に努めております。しかし、新たなサイバーセキュリティに関する技術や、サイバー攻撃の脅威に対する当社製品及びサービスの開発が追い付かなかった場合を含め、当社を取り巻く事業環境の変化に有効な対抗策を講じる事ができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(競争について)

当社が属するサイバーセキュリティの市場は、成長市場として注目され、市場が拡大傾向にあります。当社では、これまで培ってきたサイバーセキュリティに関するノウハウと当社の保有するデータや技術を活かし、引き続き顧客のニーズを汲んだサービスの提供をできるよう進めていく方針であります。しかし、競合企業の新規参入や、競合企業が優れたサイバーセキュリティ機能は無償または安価でサービス提供した場合、当社の競争力が低下する可能性があります。また、このような競合企業と同機能が当社の各サービスの機能より劣っていたとしても、ユーザーはより低い価格を求めて当該競合企業の製品を選択する可能性があり、そのような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(海外展開について)

当社は、2018年9月に海外子会社(アメリカ)を設立し、海外展開を進めていく方針ですが、海外展開に際しては現地の法令・規制の変更、社会情勢、為替相場の変動、当社のサービスが市場に受け入れられない可能性等の様々な潜在的リスクが存在しております。それらのリスクに対処できなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社のサービスに関するリスク

(セキュリティサービスの提供について)

当社のサービスは、サイバーセキュリティというサービスの性質上、サイバー攻撃の技術向上その他の原因により、第三者からのあらゆる不正なアクセスを当社のサービスにより遮断できるものではなく、当該サイバーセキュリティの目的が100%実現することを保証するものではありません。当社のサービスの利用約款や契約には免責事項及び当社の責任の及ぶ範囲についての条項を明記しておりますが、顧客の情報資産に対するサイバー攻撃や情報資産漏洩等のセキュリティインシデントが生じた場合、当社の責に帰すべき事由の有無に関わらず、当社のサービスに対する信頼性の喪失や、何らかの事情による損害賠償責任の追及を受ける可能性を否定できず、この場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社のサービスの一部には、当社以外の第三者がその著作権等を有する複数のオープンソースソフトウェア(以下「OSS」という。)を組み込んでおります。当社では、サービスにOSSを組み込む場合、各OSSライセンスに則って組み込むほか、開発元によるアップデート情報の収集、代替となるソフトウェアの利用や自社開発の検討等の対応を行っております。しかし、各OSSライセンスの内容が大幅に変更されたり、利用するOSSが第三者の権利を侵害するものであることが発見された場合、プログラムの瑕疵(バグ)があった場合には、当該プログラムの修正や、かかる第三者への対応による費用負担の発生、当社サービスの提供が困難となることにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(当社が提供するサービスの瑕疵について)

サービスを提供する際には、開発過程におけるプログラムのバグや欠陥の有無の検査、ユーザーの使用環境を想定した動作確認などの品質チェックを行い、サービス提供におけるトラブルを未然に防ぐ体制をとっております。しかしながら、サービスの特性上、これらを完全に保証することは難しいものとなっております。

万が一、プログラムにバグや欠陥が発見された場合の対策として、当社ではプログラムの修正対応や、サービスの利用約款への免責条項の設定などにより損失を限定する体制をとっておりますが、これらの対策はリスクを完全に回避するものではなく、バグや欠陥の種類、発生の状況によっては補償費用が膨らみ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(システム障害について)

当社の事業はインターネット通信網に依存しており、ホスティングサービス業者のサーバを利用しております。当社では、システム障害の発生防止のために、システムの冗長化、脆弱性検査、不正アクセス防御等の対策を講じておりますが、これらの対策を講じているにも関わらず、ホスティングサービス業者に障害が生じ、代替手段の調達ができずにサービスが長時間にわたり中断する等の事象が発生した場合や、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器に作動不能等の障害が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(サイバーセキュリティ事業に特化していることによる影響について)

当社は、サイバーセキュリティ事業に特化したサービス提供をしております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、サイバーセキュリティ事業の需要が低迷した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(解約について)

当社サービスを継続利用することで生じる月額課金額につきましては、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持するための施策を行っておりますが、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。当社の予算及び経営計画には、実績を基に一定の解約を見込んでおりますが、競合他社に対する競争力の低下や、トラブル等の何らかの要因により当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(研究開発について)

当社では、最新のサイバー攻撃の脅威に対応するべく、システム開発におけるセキュリティのニーズやシーズ把握のための基礎研究を進めております。しかしながら、研究開発には多くの不確実性が伴い、当初想定した研究開発による成果が得られない場合、又は成果が十分に収益に繋がらない場合も想定されます。当社では研究開発の成果とのバランスを鑑みながら、費用が大きく増加するリスクを低減しておりますが、研究開発が計画どおりに推移しない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

(情報管理体制について)

当社は、情報セキュリティマネジメントの国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得しており、顧客、役員及び従業員の個人情報をも含めた社内の情報管理には十分な注意を払っております。また、セキュリティ管理策の実施と従業員のモラル教育の徹底、セキュリティシステムの導入、ネットワークやデータベースへのアクセス制御やログ管理、サイバー攻撃や当社従業員による情報漏洩等の情報セキュリティインシデントの未然防止などの管理策を実施しております。

このような対策にも関わらず当社において、サイバー攻撃による被害発生、情報漏洩への関与または当社技術の犯罪行為等への悪用等が行われた場合、漏洩した機密情報を使用されることによる損害や、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社の信用が失墜するなどにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(小規模組織であることについて)

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成において最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(人材の確保について)

当社が開発するサービスは、従業員（エンジニア）の技術力に拠るところが大きく、優秀なエンジニアを安定的に確保することが重要と認識しております。当社は継続的に従業員の採用及び教育を行っておりますが、従業員の採用及び教育が計画通りに進まないような場合や人材流出が進むような場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

(法的規制について)

当社は企業活動に関わる各種法令の規制を受けておりますが、当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす特有の法的規制は、本書提出日時点において存在しないと考えております。しかしながら、今後、既存法令等の改正や新たに当社事業を規制する法的規制が適用されることになり、当社の事業展開が制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じたりする場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(知的財産権について)

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、専門家と連携しながら調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、使用料の請求や損害賠償請求等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社に対する知的財産権の使用料の請求や損害賠償請求等が発生することや、当社が保有している知的財産権が第三者により侵害された場合には、法的措置を含めた対応を要するなど、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

(配当政策について)

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後の配当については、内部留保の確保とのバランスを考慮したうえで実施していくことを基本方針としていますが、当面は内部留保を優先させる方針であり、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(新型コロナウイルス感染症について)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、短期ではお客様のセキュリティ投資マインドの低下や商談の長期化といった影響が顕在化しました。在宅勤務が広がったことによるインターネットを活用したビジネスが拡大している一方、サイバー攻撃による情報漏洩は日々増え続けていることもあり、中長期ではセキュリティ投資を拡大する企業が増えることが見込まれます。しかし、新型コロナウイルスの影響が長期にわたり継続した場合には、当社の業績並びに中期的な成長ベースに影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、従業員の新型コロナウイルスの感染リスクへの対策として、新型コロナウイルス感染拡大以降、出社とテレワークを組み合わせたハイブリッド勤務など、感染の状況に応じた勤務を行っており、従業員の健康を守りつつ、生産性の向上につなげるための施策を実施しております。中長期的にはこれまでの常識に囚われない、新たな働き方を模索し、最適解を見つけ出してまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社は、2022年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社ソフテックを吸収合併（簡易合併・略式合併）したことに伴い、第1四半期累計期間まで連結決算でありましたが、第2四半期累計期間より非連結決算へ移行いたしました。前事業年度において連結財務諸表を作成してはありますが、上記により当事業年度においては連結財務諸表を作成していないため、比較分析は行っておりません。また、当社はサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産は1,621,137千円となり、前事業年度末に比べ636,521千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が533,413千円増加したことによるものであります。固定資産は536,227千円となり、前事業年度末に比べ60,763千円減少いたしました。これは主に無形固定資産が281,684千円増加した一方で、投資その他の資産が397,030千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は2,157,364千円となり、前事業年度末に比べ575,757千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は663,888千円となり、前事業年度末に比べ224,274千円増加いたしました。これは主に契約負債（前受金）が99,207千円増加したことによるものであります。固定負債は184,198千円となり、前事業年度末に比べ20,201千円減少いたしました。これは長期借入金金が20,201千円減少したことによるものであります。なお、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載の通り、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、負債合計は848,086千円となり、前事業年度末に比べ204,073千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産は1,309,278千円となり、前事業年度末に比べ371,684千円増加いたしました。これは主に利益剰余金が306,406千円増加したことによるものであります。

経営成績の状況

当社が属するサイバーセキュリティ業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ウクライナ情勢の悪化に伴い、先行きが不透明な状況が続いております。依然として、システムの脆弱性を突いたサイバー攻撃は後を絶たず、不正アクセスによる個人情報の漏えいだけでなく、業務停止による被害拡大など、サイバーセキュリティ対策の重要性が益々高まっております。このような状況の中、当社は「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、サイバーセキュリティに関する社会課題を解決し、社会へ付加価値を提供すべく事業に取り組んでおります。

当事業年度においては、クラウド型WAF（注1）「攻撃遮断くん」のサーバセキュリティタイプリニューアルを行ったほか、パブリッククラウドのWAF自動運用サービス「WafCharm」を新たにAWS Marketplace（注2・3）で販売開始しグローバル展開を本格スタートするなど、各プロダクトのアップデートに注力してまいりました。

AWS WAF ManagedRulesに関しては、サイバーセキュリティサービスとしては日本初の「AWS ISV Accelerate プログラム（注4）」認定を取得したことに加え、過去1年間のAWS Marketplace上での実績を評価され「2022年リージョナル・グローバル AWS パートナー アワード」の“Marketplace Partner of the Year - APJ”を受賞いたしました。

この結果、各プロダクトの新規受注が好調に推移し、全社のARR（注5）は2,509,682千円（前年同期比33.2%増）となりました。

また、新規採用強化による従業員数の増加や、株式会社ソフテックの吸収合併などの組織拡大に合わせ、多様な働き方を選択できる「ハイブリッドワーク」を実現すべく、2022年5月に本社を移転いたしました。

以上の結果、当事業年度の当社の経営成績は、売上高2,275,950千円、営業利益385,900千円、経常利益395,610千円、当期純利益306,406千円となりました。

参考情報として、上記の業績に株式会社ソフテックの第1四半期会計期間の業績を加え、連結決算を継続していたと仮定した場合の売上高は2,342,019千円、営業利益413,729千円、経常利益420,138千円、親会社に帰属する当期純利益304,638千円となりました。

(注) 1. サーバ購入などインフラの調達や整備は不要で、月額・年額のサービス利用料を支払うことでWAFを利

用することが可能。WebサーバのDNS設定を変更するだけで導入ができる。ベンダーが提供するWAF専用サーバをWebサーバの直前に設置、または企業が購入したハードウェアへWAFをインストールすることで導入可能なアプライアンス型に比べて、ネットワークの構成の変更や運用の手間が不要

2. 「Amazon Web Services」の略称。Amazon.comの関連会社であるAmazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称
3. AWS上で利用できるソフトウェアやサービスを購入できるオンラインソフトウェアストア
4. プログラムに参加する独立系ソフトウェアベンダー（ISV）とAWS社による共同販売プログラム
5. Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR（注6）（Monthly Recurring Revenue）を12倍して算出
6. Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は1,330,154千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は353,632千円となりました。その主な内訳は、税引前当期純利益430,021千円の計上、のれん償却額18,993千円、株式報酬費用36,327千円、抱合せ株式消滅差益21,336千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって使用した資金は114,240千円となりました。その主な内訳は、敷金の差入による支出51,982千円、有形固定資産の取得による支出58,325千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られた資金は40,603千円となりました。その主な内訳は、長期借入れによる収入100,000千円、長期借入金の返済による支出86,877千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績をサービス別に示すと次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	販売高	前年同期比(%)
攻撃遮断くん(千円)	1,259,219	-
WafCharm(千円)	613,751	-
その他(千円)	402,979	-
合計(千円)	2,275,950	-

- (注) 1. 当社はサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。
2. 当事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。
3. 当社は、当事業年度より非連結決算に移行したことから、前年同期比については記載していません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

経営成績の分析

a. 売上高

当事業年度の売上高は、2,275,950千円となり、前事業年度に比べ682,990千円増加いたしました。これは主に、マーケティング活動による当社サービスの認知度向上や、新規顧客開拓に努めた結果、「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」の受注が増加したためであります。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、664,125千円となり、前事業年度に比べ223,779千円増加いたしました。

この結果、売上総利益は1,611,824千円となり、前事業年度に比べ459,211千円増加いたしました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、組織拡大のため、中途採用を積極的に行ったことによる採用費、人件費の増加及び積極的な広告宣伝活動による広告宣伝費の増加などにより、1,225,924千円となり、前事業年度に比べ314,765千円増加いたしました。

この結果、営業利益は385,900千円となり、前事業年度に比べ144,445千円増加いたしました。

d. 営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外収益は、為替差益などにより、11,615千円となりました。

当事業年度における営業外費用は、支払利息などの計上により、1,905千円となりました。

この結果、営業外損益は9,710千円の利益となり、経常利益は395,610千円となりました。

e. 特別損益、当期純利益

当事業年度における特別利益は、34,836千円となりました。

当事業年度における特別損失は、425千円となりました。

この結果、税引前当期純利益は430,021千円となり、前事業年度に比べ206,094千円増加いたしました。また、法人税、住民税及び事業税136,044千円、法人税等調整額を 12,429千円計上した結果、当期純利益は306,406千円となり、前事業年度に比べ158,791千円増加いたしました。

財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照下さい。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照下さい。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、通信費、人件費、広告宣伝費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は本社移転に伴う敷金の差入等によるものであります。

当社は、事業活動に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金及び投資資金は、自己資金及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、当事業年度末における借入金残高は279,406千円となっております。また、当事業年度末の現金及び現金同等物は1,330,154千円であり、流動性を確保しております。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長を遂げるためには、様々な課題に対処する事が必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施しさらなる事業拡大を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社ソフテックを吸収合併することを決議し、2022年4月1日付で吸収合併いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

サイバーセキュリティ製品の開発は、今までの専門家の知識をもとにした製品開発だけでなく、新規技術を活用した製品開発を進めることが重要になっております。そのため当社では、日々収集される大量のデータを活用するAIの活用や、システム開発におけるセキュリティのニーズやシーズ把握のための基礎研究を進めております。

当事業年度における研究開発費の総額は、98,786千円となりました。なお、当社はサイバーセキュリティ事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

ビッグデータ・機械学習・AIを活用した精度向上の研究

AIを用いたサイバー攻撃の検知精度向上および攻撃分類、通信識別等に関する研究開発を行いました。

システムに関連する様々な要素技術の研究

コンテナ技術・サービスマッシュ、分散技術やオーケストレーション環境下におけるセキュリティ対策に関する研究開発を行いました。また、自社サービスの運用自動化、高度化に向けた研究開発を行いました。

新たな脆弱性のリサーチ及びサイバー攻撃の基礎研究

新たな脆弱性情報をいち早く収集し、新たな攻撃手法と防御手法に関する研究開発を行いました。

データ活用・連携に関する調査研究

当社保有のWAFログと、改ざん検知やサーバログ等の他データとの連携による分析の高度化および他業種データとの活用に関する研究開発を行いました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は81,357千円であり、その主なものは、本社移転に伴う内装工事及び什器等への設備投資58,325千円、自社サービスの開発に伴うソフトウェアへの設備投資23,031千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	事務所等	48,368	9,045	57,414	85

(注) 1. 本社オフィスは賃借しており、その年間賃借料は、89,163千円であります。なお、2022年5月16日付で本社を東京都渋谷区から東京都品川区へ移転しておりますが、年間賃借料は移転前の賃借料も含めて記載しております。

2. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数については従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 当社は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,760,000
計	35,760,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,416,244	9,416,244	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	9,416,244	9,416,244	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2回新株予約権
決議年月日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 16(注)7
新株予約権の数(個)	230[225]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 92,000[90,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	325(注)2
新株予約権の行使期間	2020年3月13日から2028年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 325 資本組入額 162.5
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

（注）4に準じて決定する。

6. 2020年6月1日開催の取締役会決議により、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の役員への就任、退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員6名となっております。

	第3回新株予約権
決議年月日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 2(注)7
新株予約権の数(個)	30
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	325(注)2
新株予約権の行使期間	2020年3月13日から2028年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 325 資本組入額 162.5
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りでない。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由
（注）4に準じて決定する。
6. 2020年6月1日開催の取締役会決議により、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の新株予約権の権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者1名となっております。

	第4回新株予約権
決議年月日	2020年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 29(注)7
新株予約権の数(個)	243
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 97,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,125(注)2
新株予約権の行使期間	2022年2月15日から2030年2月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,125 資本組入額 562.5
新株予約権の行使の条件	(注)3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対する譲渡、担保権の設定 その他処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、(注)2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 行使条件

新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、割当日から1年が経過する日まで、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位又は当社若しくは当社子会社と業務委託契約を締結している関係にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が承認する正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 下記の場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 新株予約権の割当を受けた者が（注）3に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合
- 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 再編対象会社による新株予約権の取得
- （注）4に準じて決定する。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 現在の発行内容に準じて決定する。
6. 2020年6月1日開催の取締役会決議により、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員18名となっております。

	第6回新株予約権
決議年月日	2021年11月19日
付与対象者	受託者 コタエル信託株式会社（注）1
新株予約権の数（個）	500個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 50,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,600 （注）3
新株予約権の行使期間	2025年4月1日から2031年12月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,600 資本組入額 1,300
新株予約権の行使の条件	（注）4、5、6、7、8、9
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）10

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. コタエル信託株式会社は、時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2025年3月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

2. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換及び株式交付による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
7. 新株予約権者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高及び営業利益が (a)または(b)に定めるいずれかの条件を充たした場合に限り、それぞれに定められた割合（以下「行使可能割合」という。）を上限に、本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使可能となる新株予約権の個数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。また、上記における売上高及び営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うものとする。
 - (a) 2023年12月期及び2024年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が40億円を超過した場合：行使可能割合 50%
 - (b) 2025年12月期乃至2030年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が50億円を超過した場合かつ、2025年12月期乃至2030年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が10億円を超過した場合：行使可能割合 100%
8. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員もしくは顧問、業務委託契約先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
10. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - その他新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得事由及び条件

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2021年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第5回新株予約権
決議年月日	2021年11月19日
新株予約権の数(個)	3,400
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 340,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,730(注)2
新株予約権の行使期間	2021年12月6日から2031年12月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,730 資本組入額 1,365
新株予約権の行使の条件	(注)3、4、5、6、7
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間当日を含む21取引日の平均値が一度でも行使価格に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予

約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

6. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）8 .（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

（注）7 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年3月12日 (注)1	20,115	22,350	-	174,250	-	165,250
2019年9月9日 (注)2	2,212,650	2,235,000	-	174,250	-	165,250
2020年3月25日 (注)3	70,000	2,305,000	144,900	319,150	144,900	310,150
2020年4月1日 ~2020年6月30日 (注)4	14,500	2,319,500	9,425	328,575	9,425	319,575
2020年7月1日 (注)5	6,958,500	9,278,000	-	328,575	-	319,575
2020年9月1日 ~2020年10月31日 (注)4	35,200	9,313,200	5,720	334,295	5,720	325,295
2021年5月17日 (注)4	13,600	9,326,800	2,210	336,505	2,210	327,505
2021年5月21日 (注)6	31,744	9,358,544	49,996	386,501	49,996	377,501
2021年7月1日 ~2021年12月31日 (注)4	14,800	9,373,344	2,405	388,906	2,405	379,906
2022年2月1日 ~2022年4月30日 (注)4	17,200	9,390,544	8,715	397,621	8,715	388,621
2022年5月27日 (注)7	12,500	9,403,044	12,881	410,503	12,881	401,503
2022年9月1日 ~2022年12月31日 (注)4	13,200	9,416,244	5,025	415,528	5,025	406,528

(注)1. 株式分割(1:10)によるものであります。

2. 株式分割(1:100)によるものであります。

3. 2020年3月25日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式70,000株(発行価格4,500円、引受価額4,140円、資本組入額2,070円)発行によるものであります。

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 株式分割(1:4)によるものであります。

6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

発行価格 3,150円

資本組入額 1,575円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)3名

7. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

発行価格 2,061円

資本組入額 1,030.5円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)3名

8. 2023年1月1日から2023年2月28日までの間に、新株予約権の行使による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加はありません。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	27	106	40	39	10,644	10,859	-
所有株式数(単元)	-	6,360	4,255	5,664	22,898	184	54,633	93,994	16,844
所有株式数の割合(%)	-	6.77	4.53	6.03	24.36	0.20	58.12	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED (常任代理人 株式会社ベクトル)	UNIT 1004B, 10/F., EAST OCEAN CENTRE, 98 GRANVILLE ROAD, TSIM SHA TSUI EAST, KOWLOON, HONG KONG (東京都港区赤坂4丁目15-1)	1,532,000	16.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	601,000	6.38
西江肇司	東京都渋谷区	595,400	6.32
株式会社オークファン	東京都品川区上大崎2丁目13-30	393,000	4.17
GCMC VENTURE CAPITAL PARTNERS I INC (常任代理人 濱崎 一真)	P. O. BOX 957, OFFSHORE INCORPORATIONS CENTRE, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS, (東京都港区)	321,200	3.41
THE BANK OF NEW YORK 133595 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	BOULEVARD ANSPACH1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1)	157,600	1.67
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	144,700	1.54
山野幹夫	東京都渋谷区	85,000	0.90
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	78,502	0.83
戸村史宏	東京都世田谷区	64,100	0.68
計	-	3,972,502	42.19

(注) 2023年3月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITEDが2023年2月22日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」は、2022年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED	9th Floor, Goldsland Building, Nos.22, 24 and 26 Minden Avenue, Kowloon, Hong Kong	1,440,000	15.34

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,399,400	93,994	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 16,844	-	-
発行済株式総数	9,416,244	-	-
総株主の議決権	-	93,994	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

株主への利益配分については、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、当面は内部留保の充実に注力する方針であります。

内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことが出来る旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

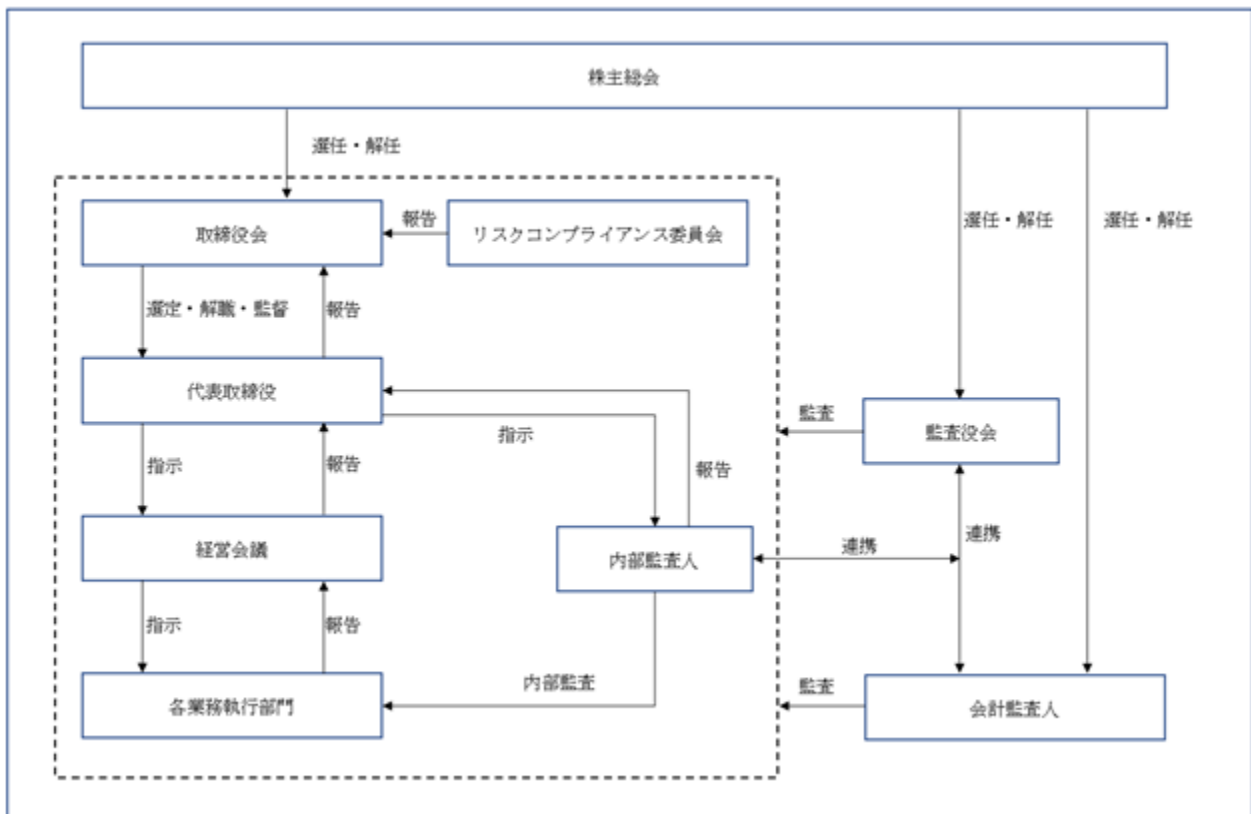
コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念のもと、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、その実現を効果的、効率的に図ることができるガバナンス体制を構築します。また、コンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の業務の意思決定・執行及び監査についての体制は、下図のとおりであります。

当社は、会社法関連法令に基づき、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社制を採用しております。



a 取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在、下記の議長及び構成員の計5名で構成されており、毎月の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況の監督、意思決定の公正化を図っております。

- ・議長：代表取締役社長CEO 小池敏弘
- ・構成員：代表取締役CTO 渡辺洋司、取締役CFO 倉田雅史、社外取締役 伊倉吉宣、社外取締役 栗原博

b 監査役会

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、下記の議長及び構成員の計3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席や重要書類の閲覧など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

- ・議長：常勤監査役 関大地
- ・構成員：社外監査役 村田育生、社外監査役 泉健太

c 経営会議

経営会議は下記の議長及び構成員計6名並びに必要な場合は、代表取締役の指名する者で構成されております。経営会議は、毎月1回以上開催し、主に取締役会において決定した方針に基づく事業の具体的運営に関する事項の協議を行っております。

- ・議長：代表取締役社長CEO 小池敏弘
- ・構成員：代表取締役CTO 渡辺洋司、取締役CFO 倉田雅史、常勤監査役 関大地、従業員2名

d 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人1名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査人と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e リスクコンプライアンス委員会

当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。リスクコンプライアンス委員会は下記の委員長及び構成員計10名で構成されており、原則として四半期に1度開催しております。

- ・委員長：代表取締役社長CEO 小池敏弘
- ・構成員：代表取締役CTO 渡辺洋司、取締役CFO 倉田雅史、社外取締役 伊倉吉宣、社外取締役 栗原博 常勤監査役 関大地、社外監査役 村田育生、社外監査役 泉健太、従業員2名

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2017年11月14日開催の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- 1 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
 - イ 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「リスクコンプライアンス規程」等を定める。
 - ロ 当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ハ 当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ニ 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - ロ 当社は、「個人情報保護規程」、「機密情報管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- 3 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ロ 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - ハ 当社の内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- 4 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
 - ロ 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- 5 当社及びその子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - ロ 当社は、「リスクコンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ハ 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ニ 当社の内部監査人は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の従業員の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ホ 当社の監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- 6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化する。
 - ロ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において事前承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
 - ハ 当社内部監査人は、当社が子会社を有する場合には、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- 7 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の従業員から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ロ 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ハ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- 8 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制
- イ 当社の取締役及び従業員並びにその子会社の取締役、監査役及び従業員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - ロ 当社及びその子会社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- 9 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 当社の監査役は、当社及びその子会社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ロ 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ハ 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - ニ 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- 10 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- イ 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除宣言」を宣言する。
- ロ 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

b リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社は、リスク管理及びコンプライアンス体制を整備するために「リスクコンプライアンス規程」を定めています。リスクの発生可能性、発生状況及びコンプライアンス状況について、正確な把握に努めるとともに、必要に応じてリスクを未然に防ぐため対策を検討し、実行するため、代表取締役を委員長とした「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、四半期に1度開催しております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、社外取締役及び社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害賠償金・争訟費用が補填されることとなります。ただし、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求等は填補されません。なお、保険料は、全額当社が負担しております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨、解任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月末日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長兼CEO	小池 敏弘	1983年1月 2日生	2006年4月 株式会社リクルートHRマーケティング関西(現 株式会社リクルートジョブズ)入社 2016年7月 AppSocialIly株式会社入社 取締役COO 2018年4月 株式会社ALIVAL入社 代表取締役 2021年1月 当社入社 社長室 室長 2021年3月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) 2021年3月 Cyber Security Cloud Inc. CEO(現任)	(注)3	36,021
代表取締役 CTO	渡辺 洋司	1975年8月 19日生	1998年4月 株式会社アルファシステム入社 2002年3月 株式会社アスケイド入社 2016年4月 当社入社 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2016年12月 当社執行役員 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2017年6月 当社取締役CTO兼Webセキュリティ事業部長 2020年5月 当社取締役CTO兼Webセキュリティ事業本部長 2020年12月 株式会社ソフテック 代表取締役 2021年1月 当社代表取締役社長兼CTO 2021年3月 当社代表取締役CTO(現任) 2021年6月 株式会社キャリアインデックス 取締役(現任)	(注)3	6,011
取締役 CFO	倉田 雅史	1991年8月 30日生	2014年4月 太陽ASG有限責任監査法人(現 太陽有限責任監査法人)入所 2016年7月 公認会計士登録 2017年7月 当社入社 執行役員管理部長 2019年3月 当社取締役管理部長 2020年5月 当社取締役経営管理本部長 2020年12月 株式会社ソフテック 監査役 2021年3月 当社取締役CFO(現任) 2021年3月 株式会社ソフテック 取締役	(注)3	10,212
取締役	伊倉 吉宣	1979年5月 8日生	2006年9月 司法試験合格 2007年12月 弁護士登録 2008年4月 AZX総合法律事務所入所 2010年5月 平河総合法律事務所(現 カイロス総合法律事務所)入所 2013年2月 伊倉総合法律事務所開設 代表弁護士(現任) 2015年12月 株式会社Waqoo 監査役(現任) 2016年12月 当社社外取締役(現任) 2020年10月 株式会社BSMO 監査役(現任) 2022年2月 株式会社ANW 監査役(現任) 2022年4月 HRクラウド株式会社監査役(現任)	(注)3	-
取締役	栗原 博	1953年9月 12日生	1978年4月 富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)入社 2004年10月 同社執行役員プロダクションサービス事業本部長 2009年6月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2014年6月 同社取締役専務執行役員営業事業官掌 2015年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 一般社団法人日本テレワーク協会 会長(現任) 2020年12月 株式会社栗原アソシエイツ設立 代表取締役社長(現任) 2021年1月 ギグワークス株式会社 取締役(現任) 2021年4月 株式会社ヒューマンライフ 取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	関 大地	1969年10月 2日生	1994年4月 株式会社東海銀行入行 2000年10月 中央青山監査法人(後のみずず監査法人)入所 2006年5月 公認会計士登録 2007年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師(現任) 2007年8月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2017年11月 内閣府知的財産戦略本部 知財のビジネス価値評価検討タスクフォース 委員 2020年9月 内閣府知的財産戦略本部 価値デザイン経営ワーキンググループ 委員 2021年3月 当社監査役(現任) 2021年3月 株式会社ソフテック 監査役	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	村田 育生	1958年6月5日生	1995年12月 株式会社ガリバーインターナショナル(現 株式会社IDOM)入社 取締役 1997年4月 同社常務取締役 2000年4月 株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス 代表取締役 2001年4月 株式会社ガリバーインターナショナル(現 株式会社IDOM) 代表取締役副社長 2007年4月 株式会社ジー・ワンクレジットサービス 代表取締役会長 2009年10月 村田作戦株式会社 代表取締役社長(現任) 2012年9月 株式会社ネクステージ 監査役(現任) 2013年3月 株式会社スノーピーク 取締役 2017年6月 当社監査役(現任) 2017年8月 株式会社スノーピークグランピング 代表取締役	(注)4	-
監査役	泉 健太	1979年8月2日生	2003年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現大和証券株式会社)入社 2009年12月 Citigroup Global Markets Japan Inc.(現シティグループ証券株式会社)入社 2010年9月 株式会社フルスピード 取締役CFO 2011年10月 同社取締役副社長(COO兼CMO) 2015年6月 リライアンス・データ株式会社 代表取締役(現任) 2015年9月 タグピク株式会社 取締役(現任) 2016年9月 五反田電子商事株式会社 監査役(現任) 2017年9月 株式会社バンク・オブ・イノベーション 取締役 2018年3月 当社監査役(現任) 2018年10月 Vstudio株式会社 取締役 2019年11月 株式会社AI Marketing 取締役	(注)4	-
計					52,244

- (注) 1. 取締役伊倉吉宣及び栗原博の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役関大地、村田育生及び泉健太は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2019年8月28日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

a. 社外取締役

当社は社外取締役2名を選任しております。

社外取締役の伊倉吉宣は、弁護士としての法律分野における豊富な経験・知識を有しており、これまでの経験をもとに、当社の経営の透明性・客観性を高め、また、取締役会の監督機能の強化を図ることを期待したため、社外取締役として選任しております。

社外取締役の栗原博は、富士ゼロックス株式会社での豊富な経験と幅広い見識により当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことを期待したため、社外取締役として選任しております。

上記2名と当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

b. 社外監査役

当社は社外監査役3名を選任しております。

社外監査役の関大地は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、社外監査役として選任しております。

社外監査役の村田育生は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外監査役として選任しております。

社外監査役の泉健太は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外監査役として選任しております。

上記3名と当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて監査役監査、内部監査、会計監査及び内部統制についての情報伝達を受け、適宜意見交換を行うことで、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、取締役会の一員として意見又は助言により内部統制を有効に機能させ、適正な業務執行の確保を図っております。

社外監査役は、監査役会や取締役会への出席及び会計監査人からの報告等を通じ、内部監査や会計監査の結果も含めた取締役の業務執行状況に関する重要事項の報告を受けております。また、社外監査役は、内部統制システムの整備・運用状況について、監査役会や取締役会及び内部監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、監査役会にて情報共有を図っております。監査役会は3名全員が社外監査役で構成され、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っております。なお、常勤監査役関大地は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役及び監査役監査の活動状況

監査役は、取締役会に出席し、議事運営及び決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っております。当事業年度の取締役会への監査役の出席率は100%でした。常勤監査役は、経営会議等の社内の重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報共有に努めております。

また、監査役会は取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計14回開催し、出席率は100%でした。監査役会の主な決議・検討事項として、監査方針、監査計画の策定、職務執行状況及び会計監査人の監査の相当性等をテーマに議論を行いました。

内部監査の状況

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、会社の健全な経営管理に寄与することを目的とし、当社の業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営能率の向上及び業績の進展に関する助言を行っております。当社は独立した内部監査室を設置し、内部監査人として代表取締役の命を受けた内部監査人が、各部署に対して業務監査を実施しております。また、内部監査人が所属するチームについては、外部の業務委託者により業務監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しております。なお、内部監査人は1名であります。

監査役と内部監査人は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めております。また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。さらに、内部監査人と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画及び結果についてミーティングを実施しております。このような三者間の連携及び相互補完体制をもって、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備・運用状況の有効性の検証及び評価を推進しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合におけるその期間

6年

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 山本 公太

指定社員 業務執行社員 井上 道明

三優監査法人及び三優監査法人の業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

d. 監査業務に係る補助者の構成

三優監査法人 公認会計士4名 その他3名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的且つ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・経理部門・内部監査人等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、三優監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社は、2023年3月31日開催の第13期定時株主総会において、次のとおり監査法人を異動しております。

第13期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 個別） 三優監査法人

第14期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 個別） ESネクスト有限責任監査法人

なお、臨時報告書（2023年2月27日提出）に記載した事項は次のとおりです。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 ESネクスト有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称 三優監査法人

(2) 当該異動の年月日

2023年3月31日（第13期定時株主総会開催日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2019年8月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である三優監査法人は、2023年3月31日開催予定の第13期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当該会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、現在の監査品質を維持しつつ当社の企業規模に応じた機動的な監査が期待できること並びに監査報酬の相当性も含め検討致しました。その結果、新たな視点での監査及び当社の企業規模に適した機動的な監査が期待できること、並びに監査報酬等について総合的に勘案し、新たにESネクスト有限責任監査法人を選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する会計監査人の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000	-
連結子会社	-	-
計	22,000	-

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
26,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-
連結子会社	-	-
計	-	-

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
-	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬については、当社の事業規模や特性に基づき監査計画、監査内容、監査日数及び監査メンバー等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、管理部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、前事業年度の監査計画及び監査の遂行状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役報酬は現金の支給による金銭報酬と株式報酬の構成としております。

取締役の報酬は、金銭報酬については、2019年8月28日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。株式報酬については、2021年3月31日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬として、年額100百万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4万株以内と決議いただいております。

各取締役の報酬額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において各取締役の個人別の金銭報酬の額の決定について委任を受けた代表取締役社長兼CEO小池敏弘が、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数などに応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

監査役の報酬限度額は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。各監査役の金銭報酬の額については、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	92,992	68,700	-	24,292	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外取締役	7,200	7,200	-	-	2
社外監査役	11,880	11,880	-	-	3

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の従業員給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、基準を定めておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日）は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、2022年4月1日付で連結子会社である株式会社ソフテックを吸収合併したこと、及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、外部研修の受講等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	796,741	1,330,154
売掛金	1 138,278	1 210,886
前払費用	46,040	79,070
その他	3,555	1,025
流動資産合計	984,615	1,621,137
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,803	50,374
減価償却累計額	2,477	2,005
建物(純額)	2,325	48,368
工具、器具及び備品	2,717	12,592
減価償却累計額	2,211	3,546
工具、器具及び備品(純額)	506	9,045
有形固定資産合計	2,832	57,414
無形固定資産		
ソフトウェア	5,247	26,322
のれん	-	202,601
顧客関連資産	-	58,006
無形固定資産合計	5,247	286,931
投資その他の資産		
関係会社株式	440,430	5,606
敷金	55,582	102,493
繰延税金資産	25,775	21,990
長期前払費用	67,123	61,691
その他	-	100
投資その他の資産合計	588,912	191,882
固定資産合計	596,991	536,227
資産合計	1,581,607	2,157,364

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	37,471	51,205
1年内返済予定の長期借入金	² 61,884	² 95,208
未払金	89,812	73,232
未払費用	68,721	122,836
未払法人税等	61,913	105,445
未払消費税等	35,153	29,146
前受金	73,867	-
契約負債	-	173,075
預り金	10,790	13,721
その他	-	17
流動負債合計	439,613	663,888
固定負債		
長期借入金	² 204,399	² 184,198
固定負債合計	204,399	184,198
負債合計	644,012	848,086
純資産の部		
株主資本		
資本金	388,906	415,528
資本剰余金		
資本準備金	379,906	406,528
資本剰余金合計	379,906	406,528
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	167,387	473,794
利益剰余金合計	167,387	473,794
株主資本合計	936,201	1,295,850
新株予約権	1,392	13,428
純資産合計	937,594	1,309,278
負債純資産合計	1,581,607	2,157,364

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1,592,959	2,275,950
売上原価	440,346	664,125
売上総利益	1,152,613	1,611,824
販売費及び一般管理費	2, 3 911,158	2, 3 1,225,924
営業利益	241,454	385,900
営業外収益		
受取利息	7	9
為替差益	4,642	7,300
経営指導料	1 11,225	1 3,303
雑収入	212	1,002
営業外収益合計	16,088	11,615
営業外費用		
支払利息	2,523	1,783
支払手数料	506	-
株式交付費	1,521	23
その他	-	99
営業外費用合計	4,551	1,905
経常利益	252,991	395,610
特別利益		
資産除去債務戻入益	-	4 13,500
抱合せ株式消滅差益	-	5 21,336
特別利益合計	-	34,836
特別損失		
減損損失	23,400	-
本社移転費用	5,663	-
固定資産除却損	-	425
特別損失合計	29,064	425
税引前当期純利益	223,927	430,021
法人税、住民税及び事業税	70,110	136,044
法人税等調整額	6,201	12,429
法人税等合計	76,311	123,615
当期純利益	147,615	306,406

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		156,215	35.5	266,116	40.1
経費		284,131	64.5	398,008	59.9
売上原価		440,346	100.0	664,125	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
通信費(千円)	243,230	310,434

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	334,295	325,295	325,295	19,772	19,772	679,362	-	679,362
当期変動額								
新株の発行	49,996	49,996	49,996			99,993		99,993
新株予約権の行使	4,615	4,615	4,615			9,230		9,230
当期純利益				147,615	147,615	147,615		147,615
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							1,392	1,392
当期変動額合計	54,611	54,611	54,611	147,615	147,615	256,839	1,392	258,231
当期末残高	388,906	379,906	379,906	167,387	167,387	936,201	1,392	937,594

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	388,906	379,906	379,906	167,387	167,387	936,201	1,392	937,594
当期変動額								
新株の発行	12,881	12,881	12,881			25,762		25,762
新株予約権の行使	13,740	13,740	13,740			27,480		27,480
当期純利益				306,406	306,406	306,406		306,406
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							12,035	12,035
当期変動額合計	26,621	26,621	26,621	306,406	306,406	359,648	12,035	371,684
当期末残高	415,528	406,528	406,528	473,794	473,794	1,295,850	13,428	1,309,278

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	430,021
減価償却費	11,932
のれん償却額	18,993
受取利息	9
支払利息	1,783
資産除去債務戻入益	13,500
株式報酬費用	36,327
固定資産除却損	425
抱合せ株式消滅差益	21,336
売上債権の増減額(は増加)	10,050
仕入債務の増減額(は減少)	12,702
その他の資産の増減額(は増加)	21,565
その他の負債の増減額(は減少)	17,756
小計	463,481
利息及び配当金の受取額	9
利息の支払額	1,807
法人税等の支払額	108,050
営業活動によるキャッシュ・フロー	353,632
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	58,325
無形固定資産の取得による支出	23,031
敷金の差入による支出	51,982
敷金の回収による収入	19,099
投資活動によるキャッシュ・フロー	114,240
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	86,877
新株予約権の行使による株式の発行による収入	27,480
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,603
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	279,995
現金及び現金同等物の期首残高	796,741
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	253,418
現金及び現金同等物の期末残高	1,330,154

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～22年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

のれん 効果の及ぶ期間(10年)に基づく定額法

顧客関連資産 効果の及ぶ期間(9年)に基づく定額法

3. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業のサイバーセキュリティ事業においては、顧客との契約から生じる収益は、顧客に移転されるサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来することから、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び期首繰越利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(特例財務諸表提出会社に該当しなくなったことによる表示方法の変更)

前事業年度において、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成していましたが、当事業年度より、特例財務諸表提出会社に該当しなくなったため、表示方法の変更をしております。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響について)

新型コロナウイルスの今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当社の売上高はストック収入が中心であり、かつ低い解約率を維持していることなどから、当事業年度における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

2023年12月期の見通しにおいては、一定の影響を織り込んで各種計画を立案しておりますが、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに重要な影響を及ぼす事象は生じていないと判断しております。

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
売掛金	35,314千円	62,320千円

2 財務制限条項

前事業年度(2021年12月31日)

当事業年度末における当社の借入金(当事業年度の貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金28,560千円及び長期借入金140,500千円)について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には当該債務の一括返済をする可能性があります。なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触していません。

各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続損失としないこと。

当事業年度(2022年12月31日)

当事業年度末における当社の借入金(当事業年度の貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金28,560千円及び長期借入金111,940千円)について、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し債権者の要請があった場合には当該債務の一括返済をする可能性があります。なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触していません。

各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書に示される営業利益を2期連続損失としないこと。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
経営指導料	11,225	3,303

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40.1%、当事業年度39.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59.9%、当事業年度60.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	78,120千円	87,780千円
給料及び手当	199,124	266,897
業務委託費	84,918	82,364
広告宣伝費	130,308	207,304
研究開発費	116,432	98,786
減価償却費	1,702	11,100

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
98,786千円

4 資産除去債務戻入益

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

外部から賃借しておりました本社建物に対して、契約時に原状回復費用の発生に備えておりました資産除去債務を、原状回復義務を免除する契約を賃貸人と締結したことに伴い戻し入れたことによるものであります。

5 抱合せ株式消滅差益

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は、2022年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社ソフテックを吸収合併したことに伴い、21,336千円を抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	9,373,344	42,900	-	9,416,244
合計	9,373,344	42,900	-	9,416,244

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加42,900株はストック・オプションの権利行使による増加30,400株、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加12,500株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	340,000	-	-	340,000	340
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	13,088
合計		-	340,000	-	-	340,000	13,428

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	1,330,154千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	1,330,154

2 重要な非資金取引の内容

合併により引き継いだ資産及び負債の主な内容

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当事業年度に吸収合併した株式会社ソフテックより承継した資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

流動資産	273,542
固定資産	293,726
資産合計	567,268
流動負債	89,045
固定負債	22,062
負債合計	111,108

なお、流動資産には、現金及び現金同等物が253,418千円含まれており、「合併に伴う現金及び現金同等物の増減額」として表示しております。

譲渡制限付株式報酬に関するもの

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
譲渡制限付株式報酬としての 新株の発行による資本金増加額	12,881千円
譲渡制限付株式報酬としての 新株の発行による資本準備金増加額	12,881

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1年内	103,764千円
1年超	121,058
合計	224,822

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で5年後であります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金	102,493	91,889	10,603
資産計	102,493	91,889	10,603
(2) 長期借入金(*2)	279,406	279,406	-
負債計	279,406	279,406	-

(*1)現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3)市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2022年12月31日)
関係会社株式	5,606

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,330,154	-	-	-
売掛金	210,886	-	-	-
敷金	-	-	-	102,493
合計	1,541,040	-	-	102,493

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

当事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	95,208	92,459	36,919	28,560	26,260	-
合計	95,208	92,459	36,919	28,560	26,260	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、最も低いレベルに分類している。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	91,889	-	91,889
資産計	-	91,889	-	91,889
長期借入金(*)	-	279,406	-	279,406
負債計	-	279,406	-	279,406

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないことから時価と簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2021年12月31日)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額440,430千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額5,606千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	12,035千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 16名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 107,200株	普通株式 117,600株	普通株式 40,000株
付与日	2018年3月12日	2018年3月12日	2018年3月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2020年3月13日から 2028年2月12日まで

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 29名	受託者 コタエル信託株式会社
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 119,200株	普通株式 50,000株
付与日	2020年2月14日	2021年12月6日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年2月15日から 2030年2月13日まで	2025年4月1日から 2031年12月5日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	119,200
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	119,200
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	92,000	20,400	-
権利確定	-	-	119,200
権利行使	-	8,400	22,000
失効	-	-	-
未行使残	92,000	12,000	97,200

	第6回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	50,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	50,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	325	325	1,125
行使時平均株価(円)	-	1,788	1,972
付与日における 公正な評価単価(円)	-	-	-

	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	2,600
行使時平均株価(円)	-
付与日における 公正な評価単価(円)	100

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しておりません。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	201,304千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	30,914千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	22,613千円	22,555千円
未払事業税	4,363	7,028
減損損失	4,831	-
未払地代家賃	-	7,790
株式報酬費用	4,082	11,520
未払賞与	5,232	10,699
その他	832	220
繰延税金資産小計	41,956	59,815
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	16,180	20,063
評価性引当額小計	16,180	20,063
繰延税金資産合計	25,775	39,752
繰延税金負債		
企業結合により識別された無形資産	-	17,761
繰延税金負債合計額	-	17,761
繰延税金資産の純額	25,775	21,990

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.9
住民税均等割	0.2	0.1
評価性引当額の増減	3.2	0.9
のれんの償却額	-	1.4
合併による影響額	-	2.3
税額控除	-	2.9
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1	28.7

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議に伴い、2022年4月1日に当社の完全子会社である株式会社ソフテックを吸収合併しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社ソフテック
事業の内容	サイバーセキュリティ事業

(2) 企業結合日

2022年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社ソフテックを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社サイバーセキュリティクラウド

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社ソフテックは、脆弱性管理ツール「SIDfm」と、脆弱性診断サービスを展開していますが、経営資源の有効活用と経営の効率化を図るため、当社を存続会社、株式会社ソフテックを消滅会社とする吸収合併を実施しました。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りによる使用見込期間は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の主たる事業のサイバーセキュリティ事業において、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益であり、一時点で顧客に移転されるサービスから生じる収益の重要性はございません。

よって、開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針 3 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当事業年度(千円)
契約負債(期首残高)	73,867
契約負債(期末残高)	173,075

契約負債は、主に、履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の増減要因は、主として株式会社ソフテックを吸収合併したことによるものであります。

当事業年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当事業年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の事業は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略して
おりません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略して
おります。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該
当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略して
おります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略して
おります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Cyber Security Cloud Inc	米国カリフォルニア州	米国ドル50,000	販売代理店	所有 直接100.0	販売代理店契約	製品販売(注)1	214,747	売掛金	62,320
子会社	株式会社ソフテック	東京都世田谷区	40,000	サイバーセキュリティ事業	所有 直接100.0	経営指導	経営指導料の受取(注)2	3,303	-	-

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方法等

販売価格の決定方法は、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間による価格交渉の上で決定しております。

(注)2. 株式会社ソフテックは、2022年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	小池 敏弘	-	-	当社代表取締役社長兼CEO	(被所有) 直接0.3	当社代表取締役社長兼CEO	金銭報酬債権の現物出資(注)	21,898	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	137.62円
1株当たり当期純利益金額	32.61円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	32.19円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2022年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,309,278
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	13,428
(うち新株予約権(千円))	(13,428)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,295,850
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	9,416,244

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額(千円)	306,406
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	306,406
普通株式の期中平均株式数(株)	9,395,069
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	123,813
(うち新株予約権(株))	(123,813)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2021年11月19日開催の取締役会決議による第5回新株予約権新株予約権の数 3,400個 (普通株式 340,000株) 2021年11月19日開催の取締役会決議による第6回新株予約権新株予約権の数 500個 (普通株式 50,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	4,803	48,226	2,655	50,374	2,005	2,183	48,368
工具、器具及び備品	2,717	11,582	1,707	12,592	3,546	1,577	9,045
有形固定資産計	7,521	59,808	4,363	62,967	5,552	3,761	57,414
無形固定資産							
ソフトウェア	5,940	23,031	-	28,971	2,648	1,955	26,322
のれん	-	221,595	-	221,595	18,993	18,993	202,601
顧客関連資産	-	64,221	-	64,221	6,215	6,215	58,006
電話加入権	-	425	425	-	-	-	-
無形固定資産計	5,940	309,274	425	314,788	27,857	27,164	286,931
長期前払費用	67,123	25,786	31,218	61,691	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物	本社移転に伴う内装工事による増加	48,226 千円
ソフトウェア	自社サービスの開発による増加	23,031 千円
のれん	株式会社ソフテックを吸収合併したことによる増加	221,595 千円
顧客関連資産	株式会社ソフテックを吸収合併したことによる増加	64,221 千円
長期前払費用	譲渡制限付株式報酬の発行等による増加	25,762 千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

長期前払費用	前払費用への振替による減少	30,733 千円
--------	---------------	-----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	61,884	95,208	0.64	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	204,399	184,198	0.54	2023年～2027年
合計	266,283	279,406	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	92,459	36,919	28,560	26,260

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,284,548
外貨預金	45,606
小計	1,330,154
合計	1,330,154

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Cyber Security Cloud Inc.	62,320
アイレット株式会社	9,430
Stripe, Inc.	8,165
JIG-SAW株式会社	5,594
富士通クラウドテクノロジーズ株式会社	4,047
その他	121,327
合計	210,886

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
138,278	1,927,639	1,855,349	210,886	89.81	33.1

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ブロードバンドタワー	19,447
American Express International, Inc.	15,857
株式会社Hajimari	3,358
三井住友カード株式会社	3,116
株式会社EnterTech Lab	2,200
その他	7,225
合計	51,205

ロ．未払費用

相手先	金額(千円)
給与	44,496
賞与	35,201
東急株式会社	25,442
社会保険料	16,314
その他	1,381
合計	122,836

ハ．契約負債

相手先	金額(千円)
ダイワボウ情報システム株式会社	15,619
株式会社インターネットイニシアティブ	12,562
株式会社ネットワールド	8,266
NTTコムウェア株式会社	5,229
UTシステムプロダクツ株式会社	5,041
その他	126,354
合計	173,075

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,021,482	1,626,229	2,275,950
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	186,651	310,561	430,021
四半期(当期)純利益金額(千円)	131,465	217,848	306,406
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	14.01	23.20	32.61

(会計期間)	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	7.81	9.19	9.41

(注) 当社は、2022年4月1日付で当社の完全子会社であった株式会社ソフテックを吸収合併したことにより連結子会社が存在なくなり、非連結決算会社となっております。このため、当該「当事業年度における四半期情報等」については、第2四半期累計(会計)期間以降について記載しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.cscloud.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）2022年3月31日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月31日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第13期第1四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月13日関東財務局長に提出。

第13期第2四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日関東財務局長に提出。

第13期第3四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2022年3月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年2月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月31日

株式会社サイバーセキュリティクラウド

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 山本 公太
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上 道明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーセキュリティクラウドの2022年1月1日から2022年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

攻撃遮断くん及びWafCharmに関する売上高の实在性の検討

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は自社開発プロダクトを中核としたサイバーセキュリティ事業を展開している。サイバーセキュリティ事業の主なサービスである攻撃遮断くん及びWafCharmに関する当事業年度の売上高合計は、1,872,970千円であり、売上高の約82%を占めている。</p> <p>これらの契約形態は、サブスクリプション型モデル及びサブスクリプション型モデルと従量課金型モデルを組み合わせたもので、会社は、注記事項（重要な会計方針）「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、顧客との契約から生じる収益は、顧客に移転されるサービスの提供期間にわたって収益を認識している。</p> <p>会社は、2025年に向けた財務目標として、売上高50億円、営業利益10億円を掲げており、売上高は、財務諸表利用者にとって極めて重要な指標である。また、顧客に対して提供する会社の主たるサービスは無形であり、実在性に疑義のある売上高が計上される潜在的なリスクがあることから、売上高の実在性について、当監査法人はより慎重に監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、攻撃遮断くん及びWafCharmに関する売上高の実在性の検討が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、攻撃遮断くん及びWafCharmに関する売上高の実在性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価 当該販売プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。</p> <p>実証手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供サービス毎の売上高月次推移分析を実施した。 ・売上高計上額について、顧客管理システム等の売上高との突合を実施した。 ・個々の売上取引についてサンプルを抽出し、売上計上の基礎データについて根拠となる契約書類等と突合するとともに、入金確認手続を実施した。 ・売掛金残高について、サンプルを抽出し、取引先に対する残高確認手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。